

飯田市公共施設等総合管理計画の一部改訂について

1 趣旨

地方公共団体の公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）は、国の指針¹に基づき、令和5年度末までに総合管理計画の見直しを完了させることになっている。国は、地方公共団体が積極的に公共施設等の適正管理に取り組むよう、公共施設等適正管理推進事業債の発行期間を令和8年度まで延長している。

一方、市の総合管理計画は、平成28年12月の策定以降、見直しを行っていないため、指針に即した総合管理計画の見直しを行わなければ、公共施設の総合的かつ計画的な推進を図る上で、改修、更新等のための財源の確保にも影響を生じることになる。

については、市の総合管理計画に位置付けた具体的な取組を推進するため、国の指針に対応するとともに、これまでの個別施設計画の策定・改訂等にも対応するよう、本計画の一部改訂を行う。

2 市の改訂の考え方

(1) 改訂時期

令和5年3月（令和4年度末）

(2) 改訂方針

国の指針に即した方針、個別施設の状況を反映する追加・修正のみ行うものとして、軽微な変更として取り扱う。

ア 指針に基づく改訂について

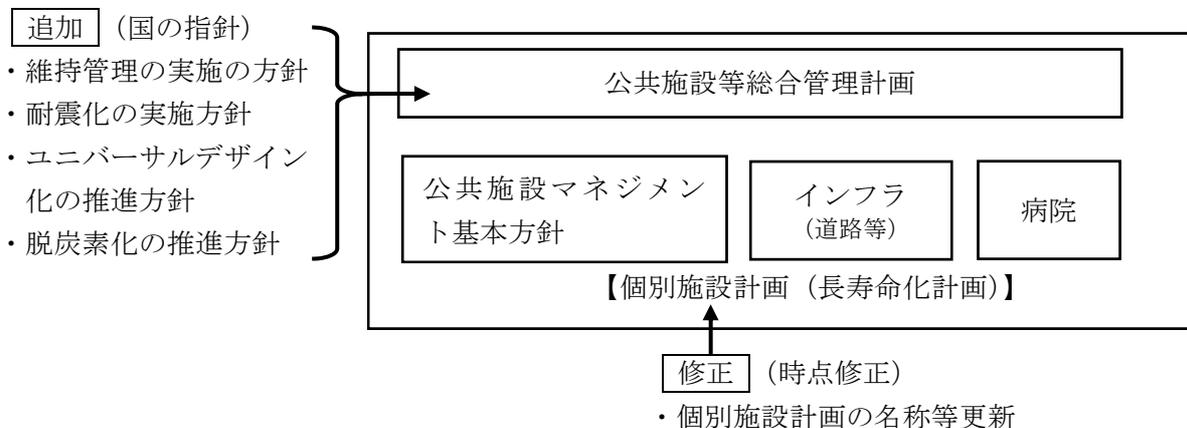
国の指針で求める項目のうち、市の総合管理計画で対応すべき部分を追加する。

市の総合管理計画は、2025（令和7）年度までの計画であり、残る計画期間が短いため、抜本的な見直しは行わない。

抜本的な見直しは、次期計画の策定にあたって、計画期間満了までに公共施設等の評価、分析等の検討を行う中で、国の指針に準拠した計画としていく。

イ 個別施設計画の策定・改訂に基づく改訂について

平成28年12月以降、個別施設計画の策定・改訂があった計画について、表記を修正する。



¹ 国の指針 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（平成26年4月22日。令和4年4月1日最終改訂）